

日本学生支援機構の奨学金事業に関するQ&A

このQ&Aは、日本学生支援機構（以下「機構」）の奨学金事業に対して寄せられた様々な質問に対する回答をまとめたものです。

「奨学金事業に関するデータ集」（以下「データ集」）とともにご覧ください。

Q1 機構の奨学金の目的や意義は何でしょうか。

A1 機構の奨学金事業は、日本国憲法や教育基本法に定める「教育の機会均等」の理念のもと、意欲と能力があるにもかかわらず経済的理由で修学が困難な方を支援することを目的としています。

国の奨学金制度は貸与奨学金の支援規模の拡大や原則として返還の必要がない給付奨学金による支援の開始など、時代の変化に合わせ、質・量ともに拡充されてきました。

機構は国の奨学金制度の実施機関として、奨学金事業の円滑な運営に努めています。

（⇒詳細は、データ集4頁など）

Q2 学生の「2人に1人」が貸与奨学金を利用しているという報道を目にしますが、なぜ、データ集の割合と異なるのでしょうか。

A2 データ集では、令和5年度に日本学生支援機構の給付奨学金を利用した学生の割合（おおよそ10人に1人）、貸与奨学金を利用した学生の割合（おおよそ4人に1人）、給付奨学金または貸与奨学金を利用した学生の割合（おおよそ3人に1人）を示しています。

一方、「2人に1人が奨学金を借りている」といった報道は、下記の学生生活調査の結果のうち「2人に1人がなんらかの奨学金を支給されているか、貸与されている」という部分の数値を引用していると思われます。このため、本機構の貸与奨学金についてのみを指して、学生の2人に1人が利用しているという事実はありません。

「令和4年度学生生活調査」（全国の学生を対象とした抽出調査）

日本学生支援機構の奨学金（給付・貸与）とそれ以外の奨学金（給付・貸与）の全てを含む奨学金受給者の割合

大学（昼間部） 55.0%

（⇒詳細は、データ集15頁～16頁）

Q 3 なぜ、奨学金の返還が必要なのでしょう。

A 3 返還された貸与奨学金は、次世代の貸与奨学金の原資となります。

元学生から次の世代の学生へと資金を引き継ぐことによって、多くの学生を継続的に支援することが可能な仕組みになっています。

(⇒詳細は、データ集26頁など)

Q 4 「奨学金」という名前で若者に多額の借金を負わせているのではないのでしょうか。

A 4 機構の奨学金事業は、意欲と能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学に困難な方が大学等への進学を諦めることがないようにするため実施している国の教育施策です。

貸与奨学金は返還が必要なため、「借りる」お金であることは事実です。ただし、教育施策としての観点から、必要以上に貸与を受けることがないように、借り過ぎ防止に努めています。

例えば、無利子の第一種奨学金の貸与月額は、学校の設置者区分（国・公・私立の別）や通学形態（自宅・自宅外）、給付奨学金の有無を考慮した上で、金額を設定（選択）し、貸与しています。

また、有利子の第二種奨学金は、必要以上の金額を借り過ぎることがないようにするため、学生本人が、個々の実情に応じて、いくつかの設定された貸与月額から選択できるようにしています。

申込時や採用時においては、案内資料やホームページ、各学校で行う説明会等を通じて、貸与奨学金は奨学生自身が「借りる」ものであって返還時の負担も考慮して、必要以上の金額を借り過ぎないこと等、返還を含めた制度内容を周知しています。また、これら貸与奨学金には返還の義務があることを理解しないと手続きができない仕組みになっています。さらに、貸与中においては、毎年、機構は学校を通じて奨学生に対し、次の取組みを行っています。

- ① 年1回、貸与を継続して受けるかどうかの意思を確認します。
- ② 奨学生自身の収入・支出の状況を確認した結果、収入過多となっている場合は、貸与月額を減額するよう促します。
- ③ 貸与を継続して受けることにした場合に、返還総額（予定）、返還回数（期間）等を表示した「貸与額通知」をスカラネット・パーソナルを通じて確認いただく等、奨学生の返還意識の涵養を図っています。

貸与終了時は、各学校において開催する説明会等を通じて、返還に必要な手続きや、長期にわたる返還期間中に返還が困難になった場合の救済措置について、学生へ説明しています。

Q 5 機構の奨学金は、民間の金融機関によるローンと変わらない、という声もありますが、何が異なるのでしょうか。

A 5 機構の貸与奨学金には、

- ① 採用に当たって、収入に基づく信用調査を行わず、ローン審査とは反対に、収入が一定以下である世帯の学生に限定して貸与していること。
- ② 採用に当たって、学業成績や学修意欲に関する基準を設けていること。
- ③ 在学中、学業成績や修学状況を定期的に確認し、奨学生としての適格性をチェックしていること。
- ④ 優れた業績を挙げた大学院生に対する返還免除制度があること。などの特徴があります。
また、返還の条件についても、
 - ① 無利息又は低利で貸与し、返還の開始を卒業後としていること。
 - ② 有利子の第二種奨学金であっても、在学中や返還期限猶予中の利息は国が負担していること。
 - ③ 返還困難な場合の減額返還制度や返還期限猶予制度があること。
 - ④ 定額返還の場合、最長で 20 年間という長期間の返還期間を設定していること。さらに無利子の第一種奨学金の場合は、所得に応じて月々の返還額が変動する「所得連動返還方式」も選択できること。
- ⑤ 延滞した場合の延滞金（遅延利息）を民間金融機関のローンや国税、公共料金などと比較して低率に設定していること。

など、返還時の負担軽減に努めています。

以上のとおり、機構の奨学金は、様々な教育的配慮が制度や条件に取り入れられていることから、各種民間金融機関のローンとは異なるものとなっています。

Q 6 奨学金に利子が付加されるのはなぜでしょうか。

A 6 有利子の第二種奨学金の財源は、返還金や財投機関債、機構が国から借り入れた財政融資資金です。資金の償還時には機構から国に利息を支払う必要があります。奨学金の利子は借り入れた資金を償還する際の支払利息に充てられているため、第二種奨学金には利子を付加する必要があります。なお、徴収した利子は、この償還以外に使われることはありません。

（⇒詳細は、データ集 22 頁、30 頁など）

Q 7 奨学金の返還が滞った場合に、延滞金が賦課されるのはなぜでしょうか。

A 7 延滞金は、奨学金の返還ができる方が延滞した場合に、早期に延滞が解消されるよう促すとともに、定められた期限までに返還している方との公平性を確保するために賦課しているものです。

なお、延滞金の賦課率は、平成 25 年度までは年 10 % でしたが、平成 26 年度には年 5 %、さらには令和 2 年度には年 3 % まで引き下げました。

このように延滞金の賦課率を引き下げることにより、返還中の方の負担軽減にも努めています。

Q 8 徴収された延滞金は、何に使われているのでしょうか。

A 8 延滞金は、返還金の回収に必要な事務経費など、事業の健全性の確保や、学生・返還者の皆様の利便性を向上させるための費用の一部に充てられています。なお、機構の役職員の給与については、別途、国からの交付金が充てられています。

Q 9 奨学金の取立てが厳しいと聞きますが、本当でしょうか。

A 9 仮に延滞になった場合は、文書や電話で返還を督促するとともに、返還期限猶予制度等を案内するなど、個々の返還者の実情に合わせたきめ細やかな相談を様々な機会を捉えて行っています。

こうした累次の働きかけを経ても応答がなく、入金も返還期限猶予制度等の申請もない場合に、初めて法的処理等を実施しており、延滞すると直ちに強硬な回収措置がとられるようなことはありません。

(⇒詳細は、データ集 4 9 頁～5 3 頁など)

Q 10 奨学金を返還できるかどうか不安だという声を聞きますが、返還が難しくなった場合に利用できる仕組みはありますか。

A 10 返還が困難な事情がある場合には、月々の返還額を減額する「減額返還制度」や、一定期間返還を先送りする「返還期限猶予制度」を利用することができます。

機構は、貸与奨学金の申込み時・貸与中・貸与終了の各段階において、学生自身が将来返還していく義務を負うこと、修学に必要な適切な金額を設定し借り過ぎに注意すること、返還が困難になった場合には前述の救済制度があることを、様々な機会を捉えて案内し、利用者が将来の返還についての心構えができるよう取り組んでいます。

(⇒詳細は、データ集 4 1 頁～4 2 頁、4 5 頁～4 7 頁など)

Q 11 返還に困ったときに相談できる方法はありますか。

A 11 返還困難な事情がある場合には、その状況を放置せずに必ず機構に相談するようお願いしています。

機構では、奨学金に関する情報について、ホームページ等で提供しています。奨学金相談サイトには、奨学金に関するよくある質問への回答、チャットボット等があります。

(参考) 奨学金相談サイト

<https://shogakukinsupport.jp>



また、奨学金の手続に関する全般的なお問合せに関する電話相談窓口として、「奨学金相談センター」も設置しています。

(ご連絡先) 日本学生支援機構 奨学金相談センター

電話 (ナビダイヤル) : 0 5 7 0 - 6 6 6 - 3 0 1 (平日 9 時～2 0 時)

※海外からの電話、一部携帯電話、一部 IP 電話からは 0 3 - 6 7 4 3 - 6 1 0 0